

J R 東海労働組合新幹線関西地「発」第6号
2018年11月19日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 清水 厚真 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「発」5号（勤務変更申請書）への追加の申し入れ

貴社におかれましてはご清栄のことと存じ上げます。

貴鳥飼事業所へ出向中の多田一夫組合員は10月17日（水）、10月28日（日）の年休時季指定を行おうと藤瀬係長に申し出た。藤瀬係長は「代替要員がいたら申し込んでもらいます」と対応し、その日は時季指定は受け付けてもらえなかった。

そして、10月25日に至っても会社からは、何の音沙汰がないので問い合わせをした。その際、鳴戸科長は21日以降の年休取得は「勤務変更申請書、年休申込簿、休暇等申請書の三点を書いてもらわないと無理」「ルールになっている」（添付資料の通り）と主張し、極めて問題のある対応であると考えざるを得ない。

よって、下記の内容で申し入れをするので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 毎月21日以降の年休取得の「所定の手続き」について明らかにすること。
2. 年休は代替要員の確保の有無にかかわらず、時季指定はできるものと考えが、何故「三点セットを書いてもらわないと無理」なのか明らかにすること。
3. 年休取得は法律で認められた労働者（社員・従業員）の権利であり、取得する理由も必要なく時季指定できるものである。年休は会社が与えるとか、承認するというものではないものとするが、見解を明らかにすること。

以上